

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【共通事項】

問1 支給対象となる事業について、詳しく教えてください。

→ 【各事業者】の『Q&A』の問1をご覧ください。

問2 添付書類を教えてください。

→ ①給付金支給申請書

②売上高の減少が確認できる書類（減収月と前年同月の帳簿の写しや日計表など、様式は問いません）

※支給対象事業の他に複数の事業を営んでいる場合は、全事業の売上高と対象事業の売上高の両方がわかる書類等も添付してください。

③直近の確定申告書又は住民税申告書の写し（法人の場合は法人市民税申告書の写し）

④業種別営業許可証等の写し（詳しくは【各事業者】の『Q&A』の問2をご覧ください。）

問3 コロナの影響で令和2年度の市税が納付できません。対象となりませんか。

→ コロナの影響を受け、市税の納付が困難な場合は、市役所収納課にて納税猶予の相談に応じています。

納税猶予の許可を受けた方は支給の対象となりますので、収納課へご相談ください。

・市役所収納課：0176-51-6760

問4 支給対象事業の他に不動産業や給与収入など複数の事業を営んでいます。対象となりますか。

→ 市内において「①交通事業②宿泊事業（市街地に限る）③結婚式場事業」を営んでいる場合は、対象となります。

「④飲食料品関連事業⑤観光事業⑥学習支援事業⑦生活関連サービス業」を営んでいる場合は、経営する事業のうち、売上高の最も大きい事業（主たる事業）が④～⑦のいずれかである方が対象となります。

なお、主たる事業の確認のため、全事業の売上高と対象事業の売上高の両方がわかる書類等を提出してください。

問5 支給対象事業を複数営んでいます。重複して受給することはできますか。

→ 重複して受給することはできません。支給対象事業のうち最も金額の大きい給付金額を支給します。

ただし、交通事業者のうち、高速バスと貸切バスを両方営んでいる場合に限り、合算して支給します。

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【共通事項】

問6 複数の事業を営んでいます。比較対象となる売上高は、全ての事業収入の合計ですか。

→ 全ての事業収入ではなく、支給対象となる事業の売上高の合計です。市外の店舗や、支給対象外の事業の売上は含みません。

問7 複数の店舗を経営していますが、店舗分申請することはできますか。

→ 申請・給付は事業者単位となりますので、同一経営者の場合、複数店舗の申請をすることはできません。

問8 この給付金は税務申告上は何収入になりますか。

→ 「営業収入の雑収入」となります。

問9 コロナウイルスの影響で現在休業していますが、対象となりますか。

→ 給付金支給後も事業を継続する意欲がある場合は、休業しているかどうかを問わず、対象となります。

問10 申請書はどこで入手できますか。

→ 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、希望者には郵送しますので、お電話にてご連絡ください（0176-51-6771・6773）。

また、商工会議所会報：フロンティア（6月5日発行）に折り込みます。

問11 申請期間・申請方法は？

→ 申請期間は6月8日から8月31日までです。

コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送（8月31日の消印まで有効）による申請にご協力ください。

また、ご相談・問い合わせ等もお電話にてお願いします。

問12 確定申告書・住民税申告書の控えを持っていません。

→ 十和田市民の方は、市で申告状況を確認します。ただし、確認に時間を要し、支給が遅れる可能性がありますので、申告書をお持ちの方は必ず添付してください。

なお、十和田市外の方は、住所地の管轄税務署または税務担当課へご相談ください。

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【共通事項】

問13 市税の滞納がない証明等は必要ですか。

→ 市で納税状況を確認しますので証明書の添付は必要ありません。

ただし、納付後、市で納税状況の確認ができるまで3週間程度かかる場合があり、支給が遅れることがあるため、令和2年度の市税については、領収済納付書の写しを添付してください。添付がない場合は、納付確認のご連絡を差し上げる場合があります。

また、口座振替されている方は、納税通知書の課税額が記載されている面と、通帳の引き落とし日・引き落とし金額がわかる面の写しを添付してください。

問14 売上高の減少が確認できる書類とは何ですか。

→ 減収月と前年同月の帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。

問15 給付金はいつ頃支給されますか。

→ 提出書類に不備等がなければ、おおむね3週間で支給となります。

ただし、問13のとおり、納税状況の確認に時間を要する場合は、支給が遅れる可能性があります。

問16 振込先は誰でもよいですか。（各店舗の店長など）

→ 事業主の口座（法人の場合は法人口座）のみとなります。

問17 申告をしていません。どうすればいいですか。

→ まずは税務署で確定申告をお願いします。申告後、申告書の控えを添付して当事業の給付申請をしてください。

・十和田税務署：0176-23-3151（音声ダイヤルで「2」を押す）

※税務署で確定申告不要と言われた場合は、十和田市役所税務課にて市民税・県民税の申告を行ってください。税務課 市民税係 直通：0176-51-6766・6767